

○内閣府
財務省
経済産業省
令第

号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第五十一条第三項の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

財務大臣 鈴木 俊一

経済産業大臣 西村 康稔

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年

内閣府
財務省
経済産業省
令第一号

）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

送 出 密

別紙様式第1号 (第81条第1項関係)

(日本産業規格A4)

中間業務報告書

第 期中 (年 月 日から)
年 月 日まで

株式会社 商工組合中央金庫

年 月 日

殿

住 所

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次の
とおり報告します。

目 次

[第1～第7 略]

(記載上の注意)

[1～7 略]

第 1 第 期中 (年 月 日から) 中間事業概況書
年 月 日まで

[1～5 略]

6 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当 中 間 期 末	前 期 末
	経過措置 置によ	経過措置 置によ

送 出 福

別紙様式第1号 (第81条第1項関係)

(日本産業規格A4)

中間業務報告書

第 期中 (年 月 日から)
年 月 日まで

株式会社 商工組合中央金庫

年 月 日

殿

住 所

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次の
とおり報告します。

目 次

[第1～第7 同左]

(記載上の注意)

[1～7 同左]

第 1 第 期中 (年 月 日から) 中間事業概況書
年 月 日まで

[1～5 同左]

6 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当 中 間 期 末	前 期 末
	経過措置 置によ	経過措置 置によ

		る不 算 入 額		る不 算 入 額
[略]				
普通株式に係る株式引受権及び新 株式約権の合計額				
[略]				
その他Tier 1 資本調達手段に係る 株式引受権及び新株式約権の合計 額				
[略]				
[項を削る。]				
[略]				
Tier 2 資本調達手段に係る株式引 受権及び新株式約権の合計額				
[略]				
[項を削る。]				
[略]				
ワーケット・リスク相当額を 8% で除して得た額				
勘定間の振替分				
[略]				
フロア調整額				
[項を削る。]				
[略]				
[項を削る。]				

		る不 算 入 額		る不 算 入 額
[同左]				
普通株式に係る新株式約権の額				
[同左]				
その他 Tier 1 資本調達手段に係る 新株式約権の額				
[同左]				
適格旧 Tier 1 資本調達手段の額の うちその他 Tier 1 資本に係る基礎 項目の額に含まれる額				
[同左]				
Tier 2 資本調達手段に係る新株式 約権の額				
[同左]				
適格旧 Tier 2 資本調達手段の額の うち Tier 2 資本に係る基礎項目の 額に含まれる額				
[同左]				
ワーケット・リスク相当額を 8% で除して得た額				
[項を加える。]				
[同左]				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額 調整額				
[同左]				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				

[項を削る。]			

(記載上の注意)

[1. ～6. 略]

[資本バッファラー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファラー比率]

[表略]

(記載上の注意)

[1～5 略]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

項目	当中間期末	前期末
単体レバレッジ比率	%	%
最低単体レバレッジ・バッファラー比率	%	%
単体レバレッジ・バッファラー比率	%	%

(記載上の注意)

[1・2 略]

[第2～第7 略]

適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額			
適格旧 Tier 1 資本調達手段の額から適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合において、 <u>零とする。</u>)			
適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額			
適格旧 Tier 2 資本調達手段の額から適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合において、 <u>零とする。</u>)			

(記載上の注意)

[1. ～6. 同左]

[資本バッファラー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファラー比率]

[同左]

(記載上の注意)

[1～5 同左]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

項目	当中間期末	前期末
単体レバレッジ比率	%	%
[項を加える。]		
[項を加える。]		

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[第2～第7 同左]

別紙様式第2号 (第81条第2項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期 (年 月 日から)
 年 月 日まで

株式会社 商工組合中央金庫

年 月 日

殿

住 所

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第7 略]

(記載上の注意)

[1～7 略]

第1 第 期 (年 月 日から) 事業概況書
 年 月 日まで

[1～13 略]

14 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当 期		前 期	
	末 期	経過措置による不算入額	末 期	経過措置による不算入額

別紙様式第2号 (第81条第2項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期 (年 月 日から)
 年 月 日まで

株式会社 商工組合中央金庫

年 月 日

殿

住 所

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第7 同左]

(記載上の注意)

[1～7 同左]

第1 第 期 (年 月 日から) 事業概況書
 年 月 日まで

[1～13 同左]

14 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当 期		前 期	
	末 期	経過措置による不算入額	末 期	経過措置による不算入額

[略]				
普通株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
[略]				
その他Tier 1 資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
[略]				
[項を削る。]				
[略]				
Tier 2 資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
[略]				
[項を削る。]				
[略]				
マーケット・リスク相当額を 8% で除して得た額				
<u>勘定間の振替分</u>				
[略]				
フロア調整額				
[項を削る。]				
[略]				
[項を削る。]				
[項を削る。]				

[同左]				
普通株式に係る新株予約権の額				
[同左]				
その他 Tier 1 資本調達手段に係る新株予約権の額				
[同左]				
<u>適格旧 Tier 1 資本調達手段の額のうちその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額</u>				
[同左]				
Tier 2 資本調達手段に係る新株予約権の額				
[同左]				
<u>適格旧 Tier 2 資本調達手段の額のうち Tier 2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額</u>				
[同左]				
マーケット・リスク相当額を 8% で除して得た額				
[項を加える。]				
[同左]				
信用リスク・アセット調整額				
<u>オペレーショナル・リスク相当額調整額</u>				
[同左]				
<u>資本調達手段に係る経過措置に関する事項</u>				
<u>適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額</u>				

[項を削る。]				
[項を削る。]				
[項を削る。]				

(記載上の注意)

[1. ～6. 略]

[資本バットナー比率のうちカウンター・シクリカル・バットナー比率]

[表略]

(記載上の注意)

[1～5 略]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

項目	当期末	前期末
単体レバレッジ比率	%	%
<u>最低単体レバレッジ・バットナー比率</u>	%	%
単体レバレッジ・バットナー比率	%	%

(記載上の注意)

[1・2 略]

[第2～第7 略]

別紙様式第3号 (第81条第3項関係)

(日本産業規格A4)

中間連結業務報告書

適格旧 Tier 1 資本調達手段の額から適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあつては、 <u>零とする。</u>)				
適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧 Tier 2 資本調達手段の額から適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあつては、 <u>零とする。</u>)				

(記載上の注意)

[1. ～6. 同左]

[資本バットナー比率のうちカウンター・シクリカル・バットナー比率]

[同左]

(記載上の注意)

[1～5 同左]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

項目	当期末	前期末
単体レバレッジ比率	%	%
[項を加える。]		
[項を加える。]		

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[第2～第7 同左]

別紙様式第3号 (第81条第3項関係)

(日本産業規格A4)

中間連結業務報告書

(年 月 日から)
 年 月 日まで)
 株式会社 商工組合中央金庫

年 月 日

殿

住 所

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次

のとおり報告します。

目 次

[第1・第2 略]

(記載上の注意)

[1～6 略]

第1 (年 月 日から) 中間事業概況書

[1・2 略]

3 連結自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
[略]				
普通株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				

(年 月 日から)
 年 月 日まで)
 株式会社 商工組合中央金庫

年 月 日

殿

住 所

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次

のとおり報告します。

目 次

[第1・第2 同左]

(記載上の注意)

[1～6 同左]

第1 (年 月 日から) 中間事業概況書

[1・2 同左]

3 連結自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
[同左]				
普通株式に係る新株予約権の額				

[略]					
その他 Tier 1 資本調達手段に係る 株式引受権及び新株予約権の合計 額					
[略]					
[項を削る。]					
[略]					
Tier 2 資本調達手段に係る <u>株式引 受権及び新株予約権の合計額</u>					
[略]					
[項を削る。]					
[略]					

[同左]					
その他 Tier 1 資本調達手段に係る 新株予約権の額					
[同左]					
適格旧 Tier 1 資本調達手段の額の うちその他 Tier 1 資本に係る基礎 項目の額に含まれる額					
うち、商工組合中央金庫及び商 工組合中央金庫の特別目的会社 等の発行する資本調達手段の額					
うち、商工組合中央金庫の連結 子法人等 (商工組合中央金庫の 特別目的会社等を除く。) の発 行する資本調達手段の額					
[同左]					
Tier 2 資本調達手段に係る新株予 約権の額					
[同左]					
適格旧 Tier 2 資本調達手段の額の うち Tier 2 資本に係る基礎項目の 額に含まれる額					
うち、商工組合中央金庫及び商 工組合中央金庫の特別目的会社 等の発行する資本調達手段の額					
うち、商工組合中央金庫の連結 子法人等 (商工組合中央金庫の 特別目的会社を除く。) の発行 する資本調達手段の額					
[同左]					

ワーケット・リスク相当額を 8% で除して得た額					
<u>勘定間の振替分</u>					
[略]					
フロア調整額					
[項を削る。]					
[略]					
[項を削る。]					

(記載上の注意)

[1. ～6. 略]

[資本バットワー比率のうちカウンター・シクリカル・バットワー比率]

[表略]

(記載上の注意)

[1～4 略]

[連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率]

ワーケット・リスク相当額を 8% で除して得た額					
[項を加える。]					
[同左]					
信用リスク・アセット調整額					
オペレーショナル・リスク相当額 調整額					
[同左]					
<u>資本調達手段に係る経過措置に関する事項</u>					
<u>適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る 算入上限額</u>					
<u>適格旧 Tier 1 資本調達手段の額か ら適格旧 Tier 1 資本調達手段に係 る算入上限額を控除した額 (当該 額が零を下回る場合にあつては、 零とする。)</u>					
<u>適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る 算入上限額</u>					
<u>適格旧 Tier 2 資本調達手段の額か ら適格旧 Tier 2 資本調達手段に係 る算入上限額を控除した額 (当該 額が零を下回る場合にあつては、 零とする。)</u>					

(記載上の注意)

[1. ～6. 同左]

[資本バットワー比率のうちカウンター・シクリカル・バットワー比率]

[同左]

(記載上の注意)

[1～4 同左]

[連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率]

項目	当中間期末	前期末
連結レバレッジ比率	%	%
最低連結レバレッジ・バツプラー比率	%	%
連結レバレッジ・バツプラー比率	%	%

(記載上の注意)

[1・2 略]

第2 [略]

別紙様式第4号 (第81条第4項関係)

(日本産業規格A4)

連結業務報告書
 (年 月 日から
 年 月 日まで)
 株式会社 商工組合中央金庫
 年 月 日

殿

住所
 株式会社 商工組合中央金庫
 代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次の
 とおり報告します。

目次

[第1・第2 略]
 (記載上の注意)

[1～5 略]

第1 (年 月 日から
 年 月 日まで) 事業概況書
 [1・2 略]

3 連結自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

項目	当中間期末	前期末
連結レバレッジ比率	%	%
[項を加える。]		
[項を加える。]		

(記載上の注意)

[1・2 同左]

第2 [同左]

別紙様式第4号 (第81条第4項関係)

(日本産業規格A4)

連結業務報告書
 (年 月 日から
 年 月 日まで)
 株式会社 商工組合中央金庫
 年 月 日

殿

住所
 株式会社 商工組合中央金庫
 代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次の
 とおり報告します。

目次

[第1・第2 同左]
 (記載上の注意)

[1～5 同左]

第1 (年 月 日から
 年 月 日まで) 事業概況書
 [1・2 同左]

3 連結自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
[略]				
普通株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
[略]				
その他 Tier 1 資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
[略]				
[項を削る。]				
[略]				
Tier 2 資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
[略]				
[項を削る。]				

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
[同左]				
普通株式に係る新株予約権の額				
[同左]				
その他 Tier 1 資本調達手段に係る新株予約権の額				
[同左]				
[同左]				
適格旧 Tier 1 資本調達手段の額のうちその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
うち、商工組合中央金庫の連結子法人等（商工組合中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額				
[同左]				
Tier 2 資本調達手段に係る新株予約権の額				
[同左]				
適格旧 Tier 2 資本調達手段の額				

--

(記載上の注意)

[1. ～6. 略]

[資本バツフナー比率のうちカウンター・シクリカル・バツフナー比率]

[表略]

(記載上の注意)

[1～4 略]

[連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率]

項目	当期末	前期末
連結レバレッジ比率	%	%
<u>最低連結レバレッジ・バツフナー比率</u>	%	%
<u>連結レバレッジ・バツフナー比率</u>	%	%

(記載上の注意)

[1・2 略]

第2 [略]

<p>算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合において、<u>零とする。</u>)</p>				
---------------------------------------------------	--	--	--	--

(記載上の注意)

[1. ～6. 同左]

[資本バツフナー比率のうちカウンター・シクリカル・バツフナー比率]

[同左]

(記載上の注意)

[1～4 同左]

[連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率]

項目	当期末	前期末
連結レバレッジ比率	%	%
[項を加える。]		
[項を加える。]		

(記載上の注意)

[1・2 同左]

第2 [同左]

備考 表中の「」の記載は追加しない。

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、令和五年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（次項において「新規則」という。）別紙様式第一号から別紙様式第四号までは、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する中間事業年度又は事業年度に係る中間業務報告書又は業務報告書について適用し、施行日前に終了した中間事業年度又は事業年度に係る中間業務報告書又は業務報告書については、なお従前の例による。

2 施行日以後に終了する中間事業年度又は事業年度に係る中間業務報告書又は業務報告書に記載すべき単体自己資本比率及び連結自己資本比率が施行日の前日において適用されていた株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項各号に規定する基準の例により算出したものである場合には、当該中間業務報告書又は業務報告書についての新規則別紙様式第一号及び別紙様式第二号（国際統一基準に係る単体自己資本比

率に係る部分に限る。）並びに別紙様式第三号及び別紙様式第四号（国際統一基準に係る連結自己資本比率に係る部分に限る。）の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。